

## 漏水にかかる減量に関する要綱

制 定 昭和 48 年 6 月 29 日局長決  
最近改正 令和 8 年 3 月 31 日営業企画担当課長決

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、大阪市水道事業給水条例（昭和 33 年大阪市条例第 19 号。以下「条例」という。）及び大阪市水道事業給水条例施行規程（昭和 33 年大阪市水道事業管理規程第 4 号）に定めがあるもののほか、使用者の責めに帰すべき事由のない漏水における使用水量の減量に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 使用水量 今回検針指示数から前回検針指示数を差し引いた水量
- (2) 推定使用水量 漏水がなかったと仮定した場合に使用したと推定される水量
- (3) 漏水量 漏水分が含まれる使用水量から推定使用水量を差し引いた水量
- (4) 地下漏水 地中または建物の壁の中等に設置された給水装置からの漏水
- (5) 内ナット漏水 メーターの取付・取替をした場合等に発生する漏水で、メーターと給水管をつなぐナットからの漏水
- (6) その他漏水 水洗便所、給湯器、製氷機、食器洗い機等にかかる漏水で、地下漏水及び内ナット漏水以外の漏水

(減量の適用要件)

第 3 条 この要綱により使用水量を減量することができるのは、次の各号に該当するときに限る。

- (1) 給水装置の破損等による地下漏水のとき。
- (2) その他漏水の場合で、漏水原因または状況が善良な管理義務の範囲外と認められるとき。
- (3) 内ナット漏水等で、漏水原因が当局事業によるとき。

2 前項第 2 号に該当する減量は、同一の利用者につき一回限りとする。

(減量の基準)

第 4 条 使用水量の減量は、漏水量の 50%とする。

(漏水量の算定)

第 5 条 漏水量は、減量対象となる検針月分の使用水量から「使用水量認定要綱」（昭和 31 年 5 月 28 日局長決）の規定を準用して算出した推定使用水量を差し引いた水量とする。ただし、差し引いた水量に変化が見られない場合は、減量できないものとする。

(減量の適用期間)

第6条 使用水量の減量は、原則として1か月分とする。ただし、修繕工事が漏水発見後の定例検針日を超える場合には、2か月分とすることができる。

(減量の申込み)

第7条 使用水量の減量は、申込者からの申込みに基づき行う。ただし、第3条第1項第3号に定めるものは除く。

2 前項の申込みは、申込者の住所、電話番号、給水装置所在地、使用者名、漏水修繕に係る修繕箇所その他所定の事項を記載した漏水減量申込書(様式1)及び修繕工事の施工業者が発行する給水装置修繕証明書など、修繕を行ったことを証明する資料又は漏水の事実を確認できる資料を提出する方法による。

3 前項に規定する方法により申込者からの使用水量の減量の申込があったときは、第3条に基づき、適用の可否を申込者に通知する。

(特例措置)

第8条 内ナット漏水等の漏水原因が当局事業によるもの、漏水量が甚大なもの、漏水が長期に及んだものについては、第4条及び第6条の定めに限らず、次条に定める適用基準により減量することができる。

(特例措置の適用基準等)

第9条 前条の特例措置の適用については、北部方面営業担当課長又は南部方面営業担当課長が以下の基準により決定する。

(1) 内ナット漏水等、漏水原因が当局事業によるものについては、漏水量の100%を減量することができる。

(2) 漏水量が推定使用水量の200%を超える場合については、修繕証明書又はその他の書面等により使用者にその事実を確認し、特段の事情があると認められるものに限り、推定使用水量の200%を超える部分の水量を減量することができる。

(3) 漏水が長期に及んだものについては、使用者が次のいずれかの理由により、即時に漏水を修繕することができなかつた場合であつて、漏水の修繕を行なうことが不可能であつたと認められる期間に限り、当該期間の漏水を減量することができる。

ア 使用者が長期間の不在時に漏水が生じ、連絡がとれない場合

イ 漏水箇所の特定が困難、複数箇所からの漏水、またはこれらに準じることを認めることができる場合

ウ 使用者の責任能力を問うことが困難な場合

2 前項第2号に掲げる特段の事情については、別途申込者から書面等を提出させ、その内容により北部方面営業担当課長又は南部方面営業担当課長が判断する。

(減量水量の端数の取扱い)

第10条 減量水量に1m<sup>3</sup>未満の端数が生じたときは、その端数を切捨てる。

(細目)

第 11 条 この要綱の細目については、営業企画担当課長が別に定める。

附 則

1. この改正規程は、昭和 52 年 9 月 14 日から施行する。
2. この規程の改正により「使用水量の認定ならびに料金更正の決裁手続について」(昭和 29 年 7 月 24 日局長決)。「過年度分調定額の訂正科目決定に伴う事務処理について」(昭和 36 年 3 月 9 日部長決)は廃止する。

附 則

この改正規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 施行日以後 4 か月点検を行っているものについては、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 15 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 30 年 5 月 31 日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和 5 年 3 月 27 日から施行する

附 則

この改正規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する

附 則

この改正規定は、令和 7 年 7 月 16 日から施行する

附 則

この改正規定は、令和 8 年 3 月 31 日から施行する

No. \_\_\_\_\_

年 月 日

大 阪 市 水 道 局 長

## 漏 水 減 量 申 込 書

標題について、給水装置の漏水を修繕しましたので、次のとおり減量を申込みます。

申込者（給水契約者） 氏 名 電話番号
---------------------------

### 記

- 1 給 水 装 置 所 在 地 区 丁 目 番 号
- 2 お 客 さ ま 名
- 3 漏 水 修 繕 箇 所
- 4 修 繕 年 月 日 年 月 日
- 5 修 繕 施 行 (該当口内に✓印を記入)
  - ア 指定給水装置工事事業者 (施行者発行の給水装置修繕証明書を併せてご提出ください。)
  - イ そ の 他 (修繕したことを証明する資料を併せてご提出ください。)
- 6 既にお支払い済の水道料金等を減量する場合の精算方法 (該当口内に✓印を記入)
  - 次回請求分の水道料金等へ充当
  - 口座振込による還付

..... 水 道 局 記 入 欄 .....

調定番号					
事	行	町 名	番	号	サブ
.....	.....	.....	.....	.....	.....

担当者

## 漏水にかかる使用水量の減量について（適用条件等）

ご家庭の水道設備は、お客さまの財産でありますことから、お客さまの責任において管理していただく必要がございます。したがって、水道メーターで計量した水量に漏水分が含まれていても、その水量に対する水道料金等については、原則としてお客さまにお支払いいただくこととなります。

しかしながら、お客さまが常に適切な管理を行っていても発見が困難な場合につきましては、一定の基準を満たす場合に限り、漏水分を含むご使用水量から一部を減量し、水道料金等を減額することができますので、次の適用条件等をご確認のうえ、お申し込みください。

### 1 適用条件

水道メーター以降の宅地内で発生した漏水であり、既に修繕が完了していること。

○ 以下のような場合は適用できません。

- ・ 漏水している事実を知らずながら修繕を怠った場合（蛇口からの漏水等）
- ・ 故意または重大な過失による漏水
- ・ 不正な工事による漏水
- ・ 地下漏水以外の漏水<sup>※</sup>については、漏水箇所に関わらず1回に限り減量いたしますが、複数回減量することはできません。  
※地中または壁の中等に設置された給水装置の漏水を地下漏水とし、地下漏水以外の漏水とは、主に水洗便所、給湯器、製氷機、食器洗い機等にかかる漏水のことをいいます。
- ・ 漏水分を含む当該月分のご使用水量と、漏水がなかったと仮定した場合に使用したと推定される水量（過去のご使用水量等）を比較したときに、水量に変化が見られない場合

### 2 適用期間

使用水量の減量は、原則として1か月分となります。ただし、修繕工事が漏水発見後の定例検針日を超える場合には、2か月分となる場合があります。

### 3 減量の基準

漏水量の50%を減量します。

※ 漏水によって増えたと考えられる水量の全てを減量することはできませんので、普段のご請求金額より高くなります。あらかじめご了承ください。

### 4 漏水量の算定

漏水分が含まれるご使用水量から、前回検針時の使用水量や前年同月の使用水量など、漏水がなかったと仮定した場合に使用したと推定される水量を差し引いた水量を漏水量とします。

〔参 考〕 大阪市水道事業給水条例（抜粋）

（給水装置の管理）

- 第17条 使用者又は所有者は、善良な管理者の注意をもって給水装置を管理しなければならない。
- 2 使用者又は所有者は、水質に異常があると認めるときは、直ちに市に届け出なければならない。
- 3 使用者又は所有者は、給水装置に異常があると認めるときは、直ちに市又は指定給水装置工事業者に修繕その他必要な処置を申し込まなければならない。